

## 【滋賀県】HP掲載版※

自治体意見・要望	気象庁回答
<p>いずれの現象においても数十年に一度の事象についてとのことであるが、これは考え方であり、発表基準としては、それぞれ具体の数値で表していただきたい。</p>	<p>「数十年に一度の～」という基準に基づき、気象庁がどのような具体的数値や客観的な指標で特別警報を運用するのか、7月31日に気象庁ホームページに公開しました。</p>
<p>局地的豪雨においても重大な被害が起こる可能性があるので、観測精度の向上や時間雨量等の具体的な基準を設けることにより特別警報として発表できるよう対応をお願いする。</p>	<p>特別警報が対象とする現象は府県程度以上にわたる広い範囲で重大な災害がおこるおそれが著しく大きい場合としており、局地的な大雨についてはこれまで通り「警報」や「土砂災害警戒情報」、「指定河川洪水予報」、「記録的短時間大雨情報」等を発表しますので、活用いただきたいと思います。</p>
<p>特別警報の発表区分は市町単位であるが、南北に細長い、平野部から山間部まで多様な地形を有するなど、市町全域での気象条件が同一でないことが往々にしてある。 特別警報を市単位で発表することは住民に混乱を与えるおそれがあることから、地形やこれまでの気象条件を勘案して、旧町単位または旧郡単位など発表区分の細分化をお願いする。</p>	<p>特別警報が対象とする現象は、府県程度以上にわたる広い範囲で重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合としているため、発表単位の最小単位としては市町村となることをご理解願います。 当面は、府県予報区単位で特別警報を判断し当該府県予報区内の警報を特別警報とする運用を行いますが、今後、特別警報の実際の発表状況や効果等について検証しつつ、必要に応じ見直しを行っていきます。</p>
<p>法改正に伴い市町の住民情報伝達が義務化されることに対するシステムのカスタマイズ等の経費について、国で負担する等の対応をお願いする。</p>	<p>特別警報については、甚大な災害に速やかに対応すべく、法律公布後三ヶ月以内に運用を開始することとしており、都道府県及び市町村が行う特別警報の通知や周知の措置は、現行の警報等の防災情報を伝達するシステム等においても対応可能となるよう配慮しています。 このため、特別警報の運用開始にあたっては、現行のシステムを用いる場合でも実施可能と考えていますが、一方で、県や各市町村における警報等の伝達手段の拡充については、今後の課題として、関係省庁とも連携し、その推進に努めてまいります。</p>
<p>特別警報は気象庁の予想(判断)により発表されるが、その予想(判断)が時々により異なれば住民に不安や不信を与えることになる。また、発表タイミングによっては住民に危険をおよぼすことも考えられるので、発表に際しては十分に留意すること。</p>	<p>可能な場合は、事前に特別警報発表の可能性について記者会見や気象情報等において言及していく予定です。台風が来襲する場合等は事前の言及も可能な場合が多いと考えていますが、短時間で大量に降るような豪雨では、特別警報の発表に至るかどうかについて事前に情報提供することが困難な場合もあることにもご留意ください。</p>
<p>住民が特別警報を正しく理解しなければ適切な避難行動につながらず、混乱を招くおそれがあるので、国がマスクミ等を通じて住民向けに十分な周知をされるようお願いする。</p>	<p>特別警報の運用開始以降も、広報活動を継続し、発表時に国民が適切な対応をとれるよう、最大限の努力を行います。</p>